

(様式1：事業者・学校・施設・市町村用)

結核健康診断月報

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(管轄保健所・政令市経由)

報告年月日	令和元年 11月分 令和2年 2月 13日
事業者、学校、施設 又は市町村の名称	塚本内科消化器科
担当課(班)及び担当者名	管理者 塚本和彦
所在地	白石市城南1-2-29
電話番号	0224-26-1026

結核定期健康診断 (*政令市を除いた健診実施者は、記入すること。)

* 市町村は、別紙「各市町村の結核定期健診状況(市町村用)」を添付すること

健診実施者	事業者	学校長			施設の長	市町村長		計
		高校	大学(短大)	その他、左記以外		65歳以上	その他、特に必要と認められる者	
健診対象者数(A)	14							14
健診(受診)者数(B)	14							14
検査内容	間接撮影者数							0
	直接撮影者数	14						14
	かくたん検査者数							0
被発見者数(C)+(D)	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	結核発病者(患者)(C)							0
	結核発病のおそれがあると診断された者(D)							0
推計人口(毎年10月1日現在)(F)								0

【備考】※未健診の対象者がいる場合、簡単に未健診の理由等こちらに御記入ください。確認のためお電話する場合があります。

[記入上の注意] *下記の点に注意の上、該当項目について記入願います。

1 「事業者」；事業者が従業者に行う定期健診。学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設の従事者に対して行ったものについて計上すること。

2 「学校長」；学校長が行う定期健診。大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(専門学校、養護学校等。修業年限が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒に対して入学した年度に行ったものについて計上すること。

3 「施設の長」；施設長が行う定期健診。法第11条第1号に掲げる刑事施設に収容されている者(20歳以上)又は社会福祉法に規定する施設に入所している者(65歳以上)に対して行ったものについて計上すること。また、精神科病院を始めとする病院、老人保健施設等の医学的管理下にある施設に収容されている者に対して、施設の管理者は必要に応じた定期健診を実施した場合は計上すること。

4 「市町村長」；市町村長が行う定期健診。

(1) 65歳に達した年度以上の高齢者について行ったものについて計上すること。

(2) 「その他、特に必要と認められる者」；結核発病の危険が高いとされる住民層(例えば、住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、海外の高まん延地域からの入国者等が想定される。)および発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等に勧奨により実施した場合は計上すること。

5 「結核発病の恐れがあると診断された者」；精密検査の対象者について計上するもの。

6 感染症法53条の7の規定により、定期の健康診断の実施者は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、一月ごとに取りまとめ、翌月10日までに管轄保健所長を経由して、都道府県に報告すること。